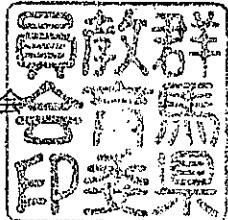


平成31年4月24日

群馬県いじめ問題等対策委員会

委員長 小磯正康様

群馬県教育委員会



諮詢書

群馬県いじめ問題等対策委員会及びいじめ再調査委員会の設置等に関する条例第2条第2号の規定に基づき、下記とおり諮問いたします。

記

1 対象となる重大事態

平成31年2月1日県立高等学校生徒死亡事案

2 諒問事項

- (1) 当該生徒に係るいじめの事実関係の検証について
- (2) 当該生徒の死亡に至る過程や心理の検証について
- (3) 今後の対応と再発防止策について

3 諒問理由

平成31年2月1日、県立高等学校2年に在籍する女子生徒が、上毛電気鉄道沿線の踏切で電車にはねられ、その後、搬送先の病院で死亡が確認される事案が発生しました。

死亡した生徒の保護者の証言からいじめによる自殺が疑われたため、当該校においていじめ防止対策推進法第23条第2項及び文部科学省が策定した「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」に基づく基本調査が行われました。

平成31年3月31日、当該校から県教育委員会教育長に対し、調査の結果として、当該生徒がフラー装飾技能士検定の試験を控え授業が辛いと感じていた時期があったことや、学校行事を巡るクラスメートとのトラブルの中で一部の言動にいじめに該当する行為が確認されたことなどが報告されました。また、当該生徒が亡くなったことと基本調査で把握できたことの因果関係の有無を判断するには、専門的な観点から、さらなる調査が必要であるとの考えが示されました。

県教育委員会では、本事案をいじめ防止対策推進法第28条第1項に掲げる重大事態として対処することとし、事実関係を明確にするとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、当該校の設置者として詳細調査を行うことを決定しました。

詳細調査の実施に当たっては、第三者による調査を希望する保護者の意向も踏まえ、県教育委員会の附属機関である群馬県いじめ問題等対策委員会で調査審議いただく、諮問するものです。